

議案第八七号

三朝町室課設置条例の一部を改正する条例に  
ついて

三朝町室課設置条例の一部を、別款のとおり改正する  
ものとする。

昭和三十八年九月二十日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和卅八年九月廿日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町室課設置条例の一部を改正する条例

三朝町室課設置条例(昭和三十四年三朝町条例ヤク号)の一部を次のように改正する。

第一条中

「出納室  
評価室  
統務課  
町厚生課  
農林課  
観光商工課  
土木水道課  
財務課」

を

「出納室  
統務課  
財政課  
税務課  
厚生課  
農林課  
観光商工課  
土木水道課」

に改める。

附則

この条例は公布の日から施行し昭和三十八年十月一日より適用する。

